

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 内閣府関係(第一章関係)

一 母子保健法の一部改正(第一条関係)

1 市町村が他の市町村に対し、妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査に関する情報の提供を求めることができる場合における、これらの者がかつて当該他の市町村に居住していたとの要件を廃止するとともに、当該提供を求めることができる情報として産後ケア事業等に関する情報を追加すること。

2 市町村は、健康診査又は産後ケア事業の対象者に係る情報収集等事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとするとともに、市町村は、情報収集等事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

3 2 による委託を受けて支払基金等が行う業務等に関し、業務の委託、区分経理、報告の徴収及び立入検査その他所要の規定の整備を行うこと。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正（第二条関係）

1 幼稚園の教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者が、幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例の期間を十年間から十五年間に延長すること。

2 1 の特例の対象から主幹保育教諭及び指導保育教諭を除くこと。

第二 文部科学省関係（第二章関係）

一 教育職員免許法の一部改正（第三条関係）

1 保育士の登録を受けている者に対し、教育職員検定により幼稚園の教諭の免許状を授与する場合における学力及び実務の検定に関する特例の期間を十年間から十五年間に延長すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

二 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正（第四条関係）

中等教育学校等及び特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、将来の学級数に応ずる必要面積を用いることができる場合の要件である新築又は増築を行う期間等について、それぞれ一年延長すること。

第三 厚生労働省関係（第三章関係）

一 栄養士法の一部改正（第五条関係）

1 管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要とすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第四 農林水産省関係（第四章関係）

一 獣医師法の一部改正（第六条関係）

獣医師が氏名、住所等の農林水産大臣への届出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

第五 国土交通省関係（第五章関係）

一 建築基準法の一部改正（第七条関係）

- 1 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建築物について、その計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等を指定確認検査機関が行うことを可能とすること。

- 2 その他所要の改正を行うこと。

二 宅地建物取引業法の一部改正（第八条関係）

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事が一般の閲覧に供しなければならない書類から、宅地建物取引業法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面等を除くとともに、宅地建物取引業者名簿に登載しなければならない事項から、事務所ごとに置かれる同法第三十一条の三第一項に規定する者（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の氏名を除くこと。

- 2 その他所要の改正を行うこと。

三 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正（第九条関係）

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の届出について、同項に規定する土地が、生産緑地

法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による申出に係るものであつて、同法第十二条第一項の規定による買い取らない旨の通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該申出をした者により有償で譲り渡されるものであるときには、不要とすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第六 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、令和七年四月一日から施行するものとする。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正（第一の二の1に係るものに限る。）等 公布の日から施行

2 獣医師法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

3 建築基準法の一部改正等 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 母子保健法の一部改正（第一の一の2及び3に係るものに限る。）等 公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の

一部改正（第一の二の2に係るものに限る。） 令和九年四月一日から施行

二 所要の経過措置等を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。